

昇仙峡松くい虫対策事業補助金交付要綱

昭和61年 1月 7日林指第1－5号
一部改正 昭和61年 7月 8日林指第7－17号
一部改正 昭和62年10月 8日林指第7－64号
一部改正 平成13年 7月31日森整4第7－7号
一部改正 平成18年 3月31日森整第 1541号

(趣 旨)

第1条 知事は、松くい虫被害が特別名勝昇仙峡に発生している状況に鑑み、森林資源及び観光資源として重要な松を保護するために、昇仙峡の松の緑を守る会が行う松くい虫の防除に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとしその交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付先、交付の対象及び補助率)

第2条 補助金の交付先は、次のとおりとする。

昇仙峡の松の緑を守る会

2 補助金交付の対象となる事業の内容、補助基準額及び補助率は、次のとおりとする。

種 別	事 業 の 内 容	補 助 基 準 額	補 助 率
防 護 帯 予 防	松くい虫の侵入拡大を防止するために設置する防護帯の松立木に対し、樹幹注入剤を施用するに要する薬剤費、及び施工費	別に定める額	8.5/10以内
松くい虫被害対策促進事業	松くい虫被害対策促進事業のうち、検討委員会、新防除対策事業及び、被害拡大防止対策事業に要する経費	同 上	8.5/10以内

3 前項の松くい虫被害対策促進事業は、山梨県松くい虫被害対策事業補助金交付要綱（平成9年5月1日森整第5－47号）第2条の補助率は適用しない。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定による補助金交付申請書（第1号様式）に、次の書類を添えて知事に提出するものとする。

(1) 事業実施計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書 (第3号様式)

(補助金交付の条件)

第4条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施に当たっては、知事の指導に従うこと。
- (2) 事業を中止、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。(第4号様式)
- (3) 当該事業に係る書類、帳簿を整理し、事業完了後5年間保存しておくこと。

(補助金の交付)

第5条 補助金は事業完了後交付する。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第5号様式)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条の規定による実績報告は第6号様式とし、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施明細書 (第2号様式)
- (2) 収支精算書 (第7号様式)
- (3) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

(書類の経由)

第7条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は正副各2部とし、中北林務環境事務所長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。